第６章　調査計画書についての市長の意見

第６章　調査計画書についての市長の意見

「(仮称) さいたま大宮２プロジェクト環境影響評価調査計画書」について、「さいたま市環境影響評価条例」第 11 条第 1 項の規定に基づき、さいたま市長から提出された意見は、以下のとおりである。

意　見　書

さいたま市環境影響評価条例第１１条第１項の規定により、(仮称) さいたま大宮２プロジェクト環境影響評価調査計画書について、下記のとおり意見を述べます。

記

1　全体事項

(1)　調査計画書では誤記載、説明不足及び記載漏れが散見されていることから準備書では適切に修正すること。

(2)　法令等の改正や通知の発出に伴い、調査計画書で示した基準値や算出方法に変更が生じた場合は新しい数値・方法に基づき、調査・評価を行うこと。

(3)　文献や資料の引用元については最新であることを確認し、調査・評価を行うこと。

(4)　意見書において、事業実施に関する意見が多く寄せられているため、準備書の作成にあたっては、意見内容を真摯に受け止め、周辺環境に十分配慮したものとすること。

2　事業計画

(1)　施設の供用時における関連車両の待機場所を確保し、近隣への影響が低減されるよう検討すること。

(2)　高所への冷凍・冷蔵機器の配置にあたっては、日射による効率低下の可能性に留意し適切な対策を講じるとともに、排熱計画についても明確化し、必要に応じて準備書へ記載すること。

(3)　下水道管の対策について、全国特別重点調査の結果を踏まえ、緊急を要する危険箇所はないことを必要に応じて準備書に記載すること。

3　水質

雨水の有効利用等について検討すること。

4　水象

水害について、内水と外水を区別して記載するとともに、資料の引用元を準備書に明記すること。

5　地盤

該当地は不均一な地層の分布により不同沈下の可能性があることから、安全面等を考慮した計画とすること。

6　動物、植物、生態系

(1)　計画地周辺には保全すべき種の生息、生育が確認されており、改変地外からの流入が大いに考えられるなど、工事中及び供用後に伴う影響について予測、評価する必要があることから、調査項目に動物、植物、生態系を追加すること。

(2)　現地調査の際に特定外来生物が確認された場合は、当該種の生育状況の把握に努め、工事の際には拡散することの無いよう適切に対応すること。

7　景観

「さいたま市都市景観形成基本計画」の方針に配慮した計画にする旨の記載を追加すること。

8　廃棄物等

(1)　紙やプラスチックのリサイクル方法について、事業の計画時から調査検討し、適切に実施できるよう把握しておくこと。

(2)　土木作業や建設工事における舗装の切断作業時に発生する排水（汚泥など）については、公共下水道には放流せず、産業廃棄物として適正に処分すること。

9　温室効果ガス等

ＺＥＢ化について、再生可能エネルギー導入等の実情に合わせた認証レベルを検討すること。

10　地域交通

(1)　事業に関連する車両の交通計画について、走行ルート等を準備書に明記すること。また、敷地内を一方通行とする妥当性を示したうえで、敷地内の走行ルートも明記すること。

(2)　工事中及び共用後について大型貨物自動車の通行がある場合、騒音・振動や、舗装損傷等への対策について準備書へ記載すること。